

大田市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月29日

大田市長 楫野弘和



1 収納事務を委託する者の法人名及び住所

- (1) 株式会社トラストバンク
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- (2) 株式会社アイモバイル
東京都渋谷区桜丘町22番14号 N.E.S.ビルN棟2階
- (3) ANA あきんど株式会社
東京都中央区日本橋2-14-1 フロントプレイス日本橋
- (4) 楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス
- (5) 株式会社さとふる
東京都中央区京橋二丁目2番1号

2 収納事務を委託する歳入

インターネットを利用して納付する「どがなかな大田ふるさと寄附金」

3 収納事務を委託する期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日